平成２１年（フ）第７５９号
大阪府高石市取石７丁目２番１―506号
債務者　東向　郁子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第７７８号
大阪府河内長野市木戸東町７番18―304号
債務者　吉岡　弥生（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８１７号
堺市北区南長尾町５丁２番10号　前田文化Ｅ－２
債務者　堀内　仁士
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８２６号
堺市中区東山162番地　マンション谷佐306号
債務者　辻本　英有
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４１号
堺市西区浜寺昭和町１丁97番地27
債務者　浦田多壽子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４２号
堺市西区浜寺昭和町１丁97番地27
債務者　浦田　聡嗣
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８６３号
大阪府富田林市向陽台２丁目５－６　ロアール尾崎102号、住民票上の住所大阪府松原市高見の里５丁目472番地の23
債務者　三崎　友美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７２号
大阪府松原市高見の里６丁目４番12号
債務者　西シャッター工事こと　西　　賢次
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９０４号
大阪府藤井寺市梅が園町５番12号
債務者　炭谷加代子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６号
岩手県陸前高田市高田町字中和野126番地７
債務者　佐々木由治
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１１７号
岩手県陸前高田市高田町字中和野126番地７
債務者　佐々木ミホ子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１１８号
岩手県一関市真柴字宮沢60番地12
債務者　高橋　壽子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第８９号
山形県鶴岡市朝暘町10番22号　朝暘ハイツ西館202号室
債務者　松本　　修
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３２３号
新潟市江南区和田485番地２、前住所新潟市江南区平賀687番地
債務者　澤口　葉子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９号
新潟県妙高市大字雪森39番地の１
債務者　古本由美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１０３号
山口県宇部市笹山町２丁目５番68号、申立時の住所山口県宇部市大字西岐波574番地21
債務者　青木　和夫
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０５号
山口県宇部市笹山町２丁目５番68号、申立時の住所山口県宇部市大字西岐波574番地21
債務者　青木　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０６号
山口県宇部市笹山町２丁目５番68号、申立時の住所山口県宇部市大字西岐波574番地21
債務者　青木　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部